

令和 2 年度

契 約 番 号	第73－21－00542号		
件 名	白川第1浄水場排水・排泥池No.4排水ポンプ吐出弁ほか修繕		
入札(見積)年月日	令和 3年 1月 13日	午後 1時 25分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,353,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	73 白川浄水場
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	390 その他		円
落札(決定)業者	60000020710 (株) 守谷商会 北海道支店		

(単位：円)

[illegible]

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 白川第1浄水場排水・排泥池No.4排水ポンプ吐出弁ほか修繕
- 2 事業者名 株式会社 守谷商会北海道支店
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、第1浄水場内の床排水・ろ過池捨水を河川放流するための排水ポンプの吐出弁および、第3浄水場排水池で沈降分離した汚泥を排泥池に引抜く弁である。
本修繕では、製造元の純正部品でなければ既設とは適合せず、また、偏心構造弁の構造、動作システム、部品の組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データと専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、対象機器の製造元である有限会社北九から対象機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第__2__号に該当すると判断されるため。

--

令和 2 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件 名 定山溪浄水場 No.1～3 ろ過池原水弁整備修繕

2. 特定業者名 幡豆工業株式会社

3. 特 定 理 由

本修繕の対象となる定山溪浄水場 No.1～3 ろ過池原水弁は、幡豆工業(株)が納入・据付したものであり、浄水システムとして重要な役割を果たす設備である。

本修繕では、製造元の純正部品でなければ既存設備に適合せず、また、機器の劣化具合の診断や機能回復・調整に必要である製造元のみが保有する構造、部品の組立・調整方法など機器に関するデータと専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。

以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。

4. 根 拠 規 定

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項 2 号に該当すると判断されるため。

入札（見積）結果調書

令和 2 年度

契 約 番 号	第73－21－00514号		
件 名	定山溪浄水場排水・排泥池返送ポンプほか整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 3年 1月 13日		午後 1時 25分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,419,000 円	主 管 課	73 白川浄水場
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	390 その他		円
落札(決定)業者	60000001680 (株)荏原製作所 北海道支社		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株)荏原製作所 北海道支社							決定
		1,380,000		1,340,000		1,300,000	1,290,000
(備 考)							


a 0 2 7 3 2 1 0 0 5 1 4 a

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件 名 定山溪浄水場排水・排泥池返送ポンプほか整備修繕

2. 特定業者名 株式会社 荏原製作所 北海道支社

3. 特 定 理 由

本修繕の対象となる定山溪浄水場排水・排泥池返送ポンプ及び上澄水ポンプは、(株)荏原製作所が納入・据付したものであり、浄水システムとして重要な役割を果たす設備である。

本修繕では、製造元の純正部品でなければ既存設備に適合せず、また、機器の劣化具合の診断や機能回復・調整に必要である製造元のみが保有する構造、部品の組立・調整方法など機器に関するデータと専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。

以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。

4. 根 拠 規 定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当すると判断されるため。

令和 2 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

車載用給水タンク加圧化ユニット製作業務

2 業 者 名

札幌市管工事業協同組合

3 特定理由

本業務で作成する加圧化ユニットは、札幌市水道局が保有しているステンレス製の車載用給水タンクと組み合わせて、加圧式給水車として利用できるようにするものである。

札幌市において大規模地震が発生した場合、最大で人口の約70%が断水になると想定され、相当量の給水車による給水需要が発生することが見込まれる。この給水需要に対し、札幌市が保有する給水車のみでは対応できず、他都市からの応援に頼ることとなりますが、道内の保有台数は少なく、道外は到着までの時間がかかるという課題があり、札幌市において給水車の保有台数を増やす必要がある。

しかしながら、給水車1台当たりの購入費用は高価であり、比較的導入費用が抑えられる車載用給水タンクの加圧化を検討することとした。検討については、「災害時等における応急活動の応援に関する協定書」により実際に加圧化ユニットを使って給水活動を行う唯一の団体であること、さらに本ユニットの開発に必要な加圧装置を専門に扱う組合員を保有する札幌市管工事協同組合と共同で開発を行うこととし、昨年度完成している。

今後は、整備した1台を含めて整備目標数(5台)に向け引き続き整備を進めていきますが、本ユニット開発時の試行段階から製作に携わり構造等を熟知していること、使用者としての立場である唯一の団体であること、さらに、改良等が発生した場合に即時対応ができることから、札幌市管工事協同組合へ本業務を委託することが最も合理的であると判断し本組合に特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。